

諮問番号：令和2年諮問第2号

答申番号：令和2年答申第2号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

第2 事案の概要

本件は、伊勢市厚生福祉事務所長が、審査請求人と同居し、かつ同人が養護する〇〇 〇〇（以下「措置対象者」という。）に対して、老人福祉法第11条第1項第2号に基づく入所措置をし、及び伊勢市長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第13条に基づき措置対象者との面会制限（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が本件処分の取消しを求めるものである。

第3 当事者の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

処分庁が主張するような虐待の事実はない。

2 処分庁の主張の要旨

虐待通報を受け、第三者と連携協力し、調査した結果、養護者である審査請求人による措置対象者に対する身体的虐待、ネグレクト及び経済的虐待が認められた。虐待の態様から措置対象者の生命又は身体に重大な危機が生じているおそれがあると認められたことから、措置対象者を保護するため、介護保険施設に入所させることに加え、審査

請求人と措置対象者との面会を制限することが相当であった。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求は理由がなく、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 本件処分の根拠法令である高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第13条は、「養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2項又は第3項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。」と定めている。

これは、高齢者虐待を行った養護者について、当該高齢者との面会を制限するかどうか、また制限するとしてもどの程度の制限をするかを高齢者虐待防止に関する専門的技術的知識を有する市町村長等の裁量に委ねる趣旨であるから、処分庁の判断が著しく不合理であって裁量権の逸脱又は濫用と認められる場合に限り、本件処分は違法又は不当となる。

そうすると、処分庁がその判断の基とした事実関係及び当該事実関係に基づいてした判断に不合理な点がない限り、本件処分に違法又は不当はないとするのが相当である。

- (2) 争点は、虐待の有無、介護の実施の有無等の事実関係であるが、第三者から提供された情報とも一致することなどから、概ね処分庁の主張を事実と認めることができ、身体的虐待、ネグレクト及び経

済的虐待があったと認められることから、面会を制限した判断は不合理とは言えず、本件処分は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 13 条の要件を満たし適法である。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

年月日	経過
令和 2 年 8 月 11 日	諮問
令和 2 年 8 月 31 日	第 1 回会議
令和 2 年 9 月 18 日	調査
令和 2 年 10 月 8 日	第 2 回会議

第 6 審査会の判断の理由

当審査会は、争点となっている事実関係及び重要と思われる事実関係について調査審議を行い、認めることができた事実関係をもとに判断を行った。なお、事実関係の調査審議に当たっては、処分庁及び第三者に記録の提出を求め、客観的な資料に基づき判断した。

1 身体的虐待

身体的虐待とは、高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えることであるところ、次のとおり、提出された記録から、措置対象者のアザ及び内出血のうち、4月24日の頭頂部の赤アザ、5月1日の顔面のアザ、11月6日通報の内出血及び11月13日の左目周囲の内出血については、アザの存在及びそれが審査請求人の暴力によるものである旨の措置対象者の発言が確認できることから、審査請求人の暴行によるものと認めることができる。

なお、11月13日の左目周囲の内出血については、処分庁が本件処

分を行うことを決定した11月7日以後のことであるが、処分前の事実関係であるため、調査審議の対象とした。

(1) 4月24日の頭頂部の赤アザ

提出された記録から、4月24日に介護サービス事業所において措置対象者の頭頂部にアザが発見されたこと及び措置対象者がこのアザについて審査請求人に蹴られた、瓶で殴られたと発言していることが認められる。

(2) 5月1日の顔面のアザ

提出された記録から、5月1日に介護サービス事業所において措置対象者の顔面にアザが発見されたこと及び措置対象者がこのアザについて審査請求人に蹴られたと発言していることが認められる。

(3) 5月27日のアザ

提出された記録から、5月27日に病院において措置対象者の全身にアザが発見されたことが認められる。

(4) 8月6日の左前腕と手首のアザ

提出された記録から、8月6日に病院において措置対象者の左前腕と手首にアザが発見されたことは認められるが、審査請求人が措置対象者の手首を掴んでいるという状況については、十分な記録がなく、認められない。

(5) 9月2日の右前腕部のアザ

提出された記録から、9月2日に措置対象者の自宅において措置対象者の右前腕部にアザが発見されたことが認められる。

(6) 9月3日の右手首のアザ

提出された記録から、9月3日に措置対象者の自宅において措置対象者の右手首にアザが発見されたことが認められる。

(7) 11月6日通報の内出血

提出された記録から、介護サービス事業所において措置対象者の身体に内出血が発見されたこと、発見された内出血について11月6日に介護サービス事業所から高齢者虐待対応協力者に通報があったこと及び11月7日に措置対象者が審査請求人に毎日殴られると発言していることが認められる。

(8) 11月13日の左目周囲の内出血

提出された記録から、11月13日に介護サービス事業所において措置対象者の左目周囲に内出血が発見されたこと及び措置対象者がこの内出血について審査請求人に殴られたと発言していることが認められる。

2 ネグレクト

ネグレクトとは、高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等養護を著しく怠ることであるところ、調査審議の結果、11月7日の虐待ケース会議の時点で、ネグレクトを認めることができると判断した。提出された記録をもとに調査審議を行った結果については、次のとおりである。

(1) 介護の状況

措置対象者の身体の状態は、8月20日の時点で、在宅生活に戻ることは難しいものであったことが認められる。しかし、審査請求人は、8月22日に処分庁の職員が提案したショートステイを受けさせず、週1回のデイサービスを受けさせるのみであった。

また、措置対象者は、9月4日の時点で頭髪は皮脂でベタつき、強い尿臭がするような状況、9月16日の時点で尿汚染が激しく、衣服は濡れている状況、9月18日の時点で介護サービスの体験利用の際、かなりの汚れがあったこと、十分な食事をしていないかのような食べ方ですぐに完食したこと、家での生活の中で排泄が一番困っ

ていると措置対象者が発言していることなどが認められ、さらに、9月以降、規則正しい食事ができていないことをうかがわせる事実が認められる。

そして、以上のような、着替え、身体保清等の介護がなされておらず、規則正しい食事ができていないと思われる状況が、11月7日の虐待ケース会議の時点まで継続していたと認められる。

なお、8月9日の虐待ケース会議で認定されている、審査請求人が入院中の措置対象者のところへ毎日来訪するものの、病院の診察、リハビリ訓練にも同席しないという点は、病院から診察や訓練に同席するよう要請したのでなければ、問題はないと考えられる。提出された記録からは、病院から診察や訓練に同席するよう要請したことは認められないほか、審査請求人が入院中の措置対象者のところへ毎日来訪するものの診察や訓練に同席しないということについても認められず、この事実から養護を怠っているとは認められない。

(2) 生活環境

措置対象者の生活環境は、5月中の自宅の様子は不衛生な状態で、8月中にも自宅家屋の内外に物が無造作に積み上がっており、措置対象者が療養するスペースがなく、猫が走り回り、ハエや蚊が湧いており、敷地を取り囲むように草木が生い茂り、出入口を塞いでいるような状態が確認され、9月16日の時点では、さらに、措置対象者の近くにカビの生えたおにぎりが放置された状況が認められる。

以上のような不衛生な生活環境が改善されない状況が、11月7日の虐待ケース会議の時点まで継続していたと認められる。

3 経済的虐待

経済的虐待とは、養護者又は高齢者の親族が、当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得る

ことであるが、審査請求人が措置対象者の財産を不当に処分したこと等を認めるに足りる記録はなく、経済的虐待は認められない。

4 小括

以上のとおり、措置対象者に対する審査請求人による身体的虐待及びネグレクトが認められ、面会を制限した判断は不合理とは言えず、本件処分は適法であると認められる。

審理員意見書において、経済的虐待を認める部分、身体的虐待の根拠のうち8月6日に審査請求人が立って措置対象者の手首を掴んでいる状況を認める部分及びネグレクトの根拠のうち8月9日のケース会議で確認された審査請求人が入院中の措置対象者の所へ毎日来訪するものの、診察、リハビリ訓練に同席しないことを認める部分については、記録から確認できないものであるため、修正されるべきである。また、審査請求人が主張する審理員意見書中の日付の間違いについては、精査の上、正しい日付に修正されるべきである。

なお、審査請求人の主張には、本件処分がされた後の事情も含まれるが、処分後の事情は、当該処分の適法性に影響を与えるものではない。

5 その他

他に本件処分に違法又は不当な点は、認められない。

6 結論

以上のとおり、本件処分は適法であり、「審査会の結論」のとおり判断する。